

公的研究費の不正使用は、これを行った研究者本人だけでなく、本学への社会的信用を失墜させる問題です。また、本学の研究機関としての責任が問われることとなります。

しかしながら、昨今、依然として公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから、文部科学省も「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を改正し、公的研究費の更なる適正な管理を行うよう、強く求められています。公的研究費の使用にあたっては、その財源が国民の税金で賄われており不正使用は決して許されないということを強く自覚し、適正に使用しなければなりません。

本リーフレットが公的研究費に関わるすべての皆さまの意識向上に役立てば幸いです。公的研究費の適正な使用のもと、先生方の研究の深化を願うとともにその研究成果を広く社会に還元いただけるよう期待しています。

法政大学総長 廣瀬 克哉

正しく知る。
正しく使う。

お問い合わせ

相談窓口 (外部資金について/使用について不明な点 など)

研究開発センター

TEL

03-5228-1243 [市ヶ谷]

042-783-2338 [多摩]

042-387-6080 [小金井]

HP

<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenkyukaihatsu/>

E-Mail

suisin@adm.hosei.ac.jp



研究開発センターHP

不正使用の通報

監査室 [九段校舎3階]

TEL

03-3264-9233

E-Mail

kansa@hosei.ac.jp



正しい知識が 研究費を生かす

適正かつ 公正な研究費 使用のために

学内規程の案内

代表的な不正事例

本学では研究費の使用に際し、以下の規程等を定めております。

法政大学経営倫理綱領

法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針

法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範

法政大学における公的研究費等の不正防止計画〔第三次〕

公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程

法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン

公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程

本学における研究費の不正防止対策等は、ホームページ上でご覧いただけます。

研究開発センターホームページ

<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenkyukaihatsu/>

研究開発センターホームページ内、「不正防止の取り組み」をご覧ください。

経費管理部局から

平成26年2月18日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正が行われました。改正後、研究者及び研究機関に対し不正防止に向けたより厳しい対応が求められております。公的研究費における不正使用が認定された場合、研究費の返還や応募制限のペナルティ等が科されます。また、本学の機関としての責任も問われることとなります。公的研究費の適正な使用に向けた取り組みへのご理解・ご協力をお願い申し上げます。



架空の取引により大学に代金を支払わせ、それを取引業者等に管理させること



意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること



意図して実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること



目的外使用、転売
立て替え払いによる不正



不正使用に対するペナルティ

■ 科学研究費助成事業(科研費)の場合

研究費の返還(全額または一部、不正使用分+加算金) / 一定期間、応募資格の停止 / 他の競争的資金への応募資格の停止 / 氏名を含む不正な使用の概要の原則公表 * 刑事罰の対象となる可能性があります。

■ 他の競争的資金における不正使用に関しても同様の措置を受けることがあります。

文部科学省 研究機関における不正使用事案は以下のURLから詳細について確認できます。

文科省:不正使用事案



https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

令和2年度

- カラ雇用、架空請求
- 同一の費用に関し重複して支出を受けること(重複受領)

平成31年度・令和元年度

- 謝金の架空請求(カラ謝金)
- カラ謝金、旅費の虚偽請求
- 架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張
- 旅費の重複受給、旅費の虚偽請求
- 架空請求(カラ給与)
- 旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求
- 目的外使用
- 還流行為、補助金の目的外使用
- 旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用
- 過大な支出、架空取引

平成30年度

- 預け金
- カラ出張
- 虚偽の申請による旅費の受給(重複受給含む)
- 旅費の水増し請求
- カラ謝金、目的外使用